

静岡サッカー協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、静岡サッカー協会(英文名 Shizuoka Football Association)と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は、静岡県静岡市に置く。

(組織)

第3条 本協会は、本協会は、静岡市葵区及び駿河区内に所在し、公益財団法人日本サッカー協会に登録したチーム及び本協会の目的に賛同する個人をもって構成される。

2 本協会は、一般財団法人静岡県サッカー協会 中部支部を兼ねる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、静岡市の葵区及び駿河区のサッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興に関する事業を行い、もって静岡市民の心身の健全な発達並びに相互親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技を通しての、地域社会貢献に関すること。
- (2) サッカーの技術及び審判技術並びにサッカー競技規則の研究に関すること。
- (3) サッカーの技術指導に関すること。
- (4) サッカーの指導者及び審判員の育成に関すること。
- (5) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存並びに公式記録等の資料の情報提供に関すること。
- (6) サッカーの各種大会及びフェスティバルの開催に関すること。
- (7) サッカー指導者、審判員、競技者及びチームの登録に関すること。
- (8) 国内外へのチーム派遣並びに国外チームの招聘及び来静に関すること。
- (9) サッカー関連施設の整備と拡充の促進に関すること。
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 事業年度及び会計

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(収入及び支出)

第8条 本協会の収入及び支出については、次のとおりとする。

- 2 本協会の運営経費は、登録分担金、補助金などの収入で賄うものとする。
- 3 本協会の支出は、予算計画に基づき執行するものとする。ただし、理事会において認められた場合に限り、各科目間の流用をすることができる。
- 4 慶弔費等軽微なもので急を要する場合は、慶弔等の規定により拠出することができる。

(事業報告及び決算)

第9条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告、決算報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
- 2 監査を受け、監事の署名捺印がある書類は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第10条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長は、1名とする。
 - (2) 副会長は、3名以内とする。
 - (3) 理事は、原則10名以内とする
 - (4) 監事は、2名以内とする。
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。また、理事長を除き3名以内を副理事長とすることができる。

(役員の選任)

第11条 会長、副会長は理事会で協議して委嘱し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事は、理事会において選定し、総会の承認を得るものとする。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定し、総会の承認を得るものとする。
- 4 他の同一の団体の理事又は役員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 本協会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の役員並びに本協会の事務局員が含まれてはならない。また、監事は、相互の親族その他特殊の関係があ

ってはならない。

(会長、副会長及び理事の職務及び権限)

- 第12条 会長は、法令及びこの規約で定めるところにより、本協会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより、職務を執行する。
 - 4 理事長は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
 - 5 理事長は、中部支部長を兼務することができる。
 - 6 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
 - 7 会長及び副会長は、理事会に出席することができる。
 - 8 理事は、毎事業年度に3箇月を超える間隔で4回以上開催される理事会に出席し、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び収支の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員の同一役職は連続3回までとするが、会長、副会長は3回以上の再任を妨げない。
 - 4 理事及び監事は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第15条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障等のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問及び参与)

- 第16条 本協会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

第5章 総 会

(総 会)

- 第17条 総会は、通常総会と臨時総会とし、役員及び全登録チームの代表者をもって構成する。

- 2 会長は、原則、毎年5月に通常総会を開催する。ただし、理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会に付議する事項は、開催日7日前までに役員及び全登録チームの代表者に通知しなければならない。
- 4 総会は、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 総会の種別、日時及び場所
 - (2) 議決権を有する構成員の現在数
 - (3) 出席した議決権を有する構成員の数
 - (4) 審議の結果及び決定事項

(総会の招集)

- 第18条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が総会を招集する。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、会長とする。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が議長を務める。

(議決権)

- 第20条 総会における議決権は、役員及び登録チームの代表者1名につき1個とする。

(定足数及び議決)

- 第21条 会議は、会議構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

- 第22条 止む得ない理由により、会議に出席できない会議構成員は、他の会議構成員を代理人として会議の議決権を行使することができる。この場合において、当該会議構成員は、代理権を証する書面をあらかじめ提出しなければならない。
- 2 会議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、会議構成員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の場合における第27条(定足数及び議決)の規定の適用については、その会議構成員は出席したものとみなす。

(総会の審議及び決定事項)

- 第23条 総会は、次の事項を審議し決定する。
- (1) 前年度事業報告及び収支決算報告の承認
 - (2) 新年度事業計画及び収支予算案の承認

- (3) 役員の承認、決定
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な事項

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が議長を務める。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事2名以上は、前項の議事録に署名する。

第7章 運営責任者会議

第30条 本協会の運営に関する事項を処理するため、運営責任者会議を設置する。

2 運営責任者会議は、全ての種別委員会、専門委員会の委員長等をもって構成する。

(権限)

第31条 運営責任者会議は、各種別及び委員会の業務運営の執行及び運営に関する事項等の審議、協議を行う。

(招 集)

第32条 運営責任者会議は、担当の副理事長が招集する。

2 担当の副理事長が欠けたとき又は事故あるときは、他の副理事長が会議を招集する。

(議 長)

第33条 運営責任者会議の議長は、担当の副理事長とする。

2 担当の副理事長が欠けたとき又は事故あるときは、他の副理事長が議長を務める。

(決 議)

第34条 運営責任者会議の決議は、決議について特別の利害関係を有する種別委員長、専門委員長を除く委員長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 運営責任者会議の議事については、議事録を作成する。

2 出席した種別委員長、専門委員長の内2名以上は、前項の議事録に署名する。

第8章 規律裁判委員会

(規律裁判委員会)

第36条 本協会にコンプライアンスの実践、遵守を推進するため規律裁判委員会を置くこととする。

2 委員長は理事会で協議して委嘱し、総会の承認を得るものとする。

3 規律裁判委員会には、必要に応じて副委員長及び若干の委員を置くことができる。

4 規律裁判委員会の任務及び業務については、理事会の議決を経て案件ごとに協議し、委員長は業務遂行状況を理事会に諮問するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 本協会に技術及び審判委員会の専門委員会を置くこととする。

2 専門委員会は、種別により推薦された者で構成され、事業遂行のため必要な事項を専門的に分担し、理事会の決議を経て執行する。

3 専門委員会には委員長を置き、必要に応じて副委員長を置くことができる。

4 委員長は業務執行後、理事会にその結果を報告する。

第10章 特別委員会

(特別委員会)

第38条 本協会に、必要により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、理事会により推薦された者で構成され、事業遂行のため必要な事項を専門的に分担し理事会の決議を経て執行する。

- 3 特別委員会には委員長を置き、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は業務執行後、理事会にその結果を報告する。

第11章 分担金

(負担者と分担金)

- 第39条 本協会を構成するチーム並びにその選手は、分担金を本協会に納入しなければならない。
- 2 分担金額は、年度につき1チーム10,000円、1選手につき500円とする。

第12章 規約の変更

(規約の変更)

- 第40条 本規約は、総会出席者の3分の2以上の議決により変更できるものとする。

第13章 雜 則

(細則の規定)

- 第41条 本規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項について、会長は、理事会に諮つて、細則を定めることができる。

付 則

(施行期日)

この規約は、昭和56年04月01日から施行する。

改正 この規約は、令和04年04月01日から施行する。

改正 この規約は、令和05年04月01日から施行する。